

令和4年度 輸出先国の規制に係る 産地への課題解決支援委託事業 事例集



2023（令和5）年3月

一般社団法人 全国植物検疫協会

目 次

はじめに	1
1. EU・アジア向けに盆栽の輸出に取り組む生産者	5
2. 米国向け温州みかんの輸出に取り組む生産者	9
3. スイス向けにりんご生果実の輸出に取り組む自治体・生産者	13
4. カナダ向けブドウ生果実の輸出に取り組む事業者	17
5. 台湾向けイチゴの残留農薬対策に取り組む関係者	21
6. タイ向けメロン生果実の輸出を実現した生産者	25
7. EU向けに木製品の輸出に取り組む事業者	31
8. 消毒条件に適合した木材の輸出に取り組む事業者	35
9. GFP訪問診断を利用し輸出に取り組む生産者	39
10. 台湾向け果物や野菜等の輸出増に取り組む関係者	43

はじめに

植物等の農産物を輸出する場合は、輸出先国の要求する植物検疫条件等を遵守するとともに輸出国先の定める残留農薬基準等にも留意する必要があります。

このうち、輸出国先の要求する植物検疫条件については、条件に基づき植物を大別すると次のようになります。

- 輸入を禁止する植物（該当する植物は輸出できませんが、二国間の合意事項や輸入許可の条件を満たした植物は除かれます。）
- 二国間合意事項に基づく特別な手続き（生産園地や選果こん包施設等の登録、栽培地検査の実施など）等を輸出国で実施することにより輸入を認める植物
- 事前に輸入許可（Permit）を取得し、その条件に合致した対応により輸入を認める植物
- 輸出国政府の発行する植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物
- 輸出国で栽培地検査を実施し、特定の病虫害の付着のないことを記載した植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物
- 輸出国で特別な検査（線虫検査や遺伝子診断など）を実施し、特定の病虫害の付着のないことを記載した植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物
- 輸出国で消毒等の措置を実施し、その内容を記載した植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物
- 植物検疫証明書の添付を必要としない植物（輸出植物検査を受けずに輸出できます。）

輸出に当たっては、これらの条件を遵守して、栽培管理や病虫害防除、必要な手続き等を行う必要があります。

一方、残留農薬基準については、我が国と諸外国では登録されている農薬の相違や食文化・食生活の違いなど様々な要因からその数値が異なっています。このため、農産物の輸出では残留農薬にも留意が必要です。特に生果実や野菜など食品を輸出する際は、輸出先国の定める基準を超えていないかなど、事前に確認することなどが望まれます。

農産物の輸出を目指す方にとっては、これら植物検疫や残留農薬などは大きな課題ともなっており、円滑な手続き等を進めるうえで、これらの課題解決の支援をしてくれる専門家が望まれてきたところです。

当協会では、これらの状況等を踏まえ、本年度の「輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業」の実施に当たって、輸出先国の植物検疫条件に基づく検疫手続きや残留農薬基準に則した病虫害防除などを支援するため、必要な専門家を登録し、産地や輸出事業者、物流事業者、都道府県等の自治体などからの相談内容や課題等の依頼に応じて、該当する専門家を派遣し、必要な説明を丁寧に行うよう務めてまいりました。

輸出先国の定める植物検疫条件や輸出先国の求める手続き等に係る支援では、専門家は植物防疫所ホームページに掲載されている「輸出条件早見表（下図）」や「各国の輸出条件に関する情報」、「各国の検疫条件」、「輸出検疫実施要領」等から最新情報を入手するとともに輸出先国が開示しているホームページなどからも条件等の情報を確認し、必要な説明等を行いました。また、これらの条件や手続き等に係る流れなどについては、図表等で解説する資料を作成して、説明するなどきめ細かい相談対応を行いました。

種別	諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧(早見表)：貨物類																				本表は令和4年8月30日現在の情報に基づくものです。		【輸出品での検疫条件はこちら】		【新産地での検疫条件はこちら】												
	くわんこの										やさい(果実)										コメ	茶	結露(野菜)	備考													
輸出相手国・地域	カナ	キウイフルーツ	サクラソノ	日本ナシ	西洋ナシ	ブドウ	ウメ	リンゴ	モモ	イチゴ	カボチャ	スイカ	トロガタシ	トマト	ピーマン	メロン	キヤベツ	ネギ	レタス	ミョウガ	サツマイモ	シヨウガ	ダイコン	タマネギ	ナガイモ	ニンジン	ワサビ	玄米	茶	結露(野菜)	備考						
オーストラリア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
ニュージーランド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
韓国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
中国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
インドネシア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
タイ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
シンガポール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
マレーシア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
インドネシア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ブルネイ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
インド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
スリランカ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
バングラデシュ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アラブ首長国連邦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
パレーン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
クウェート	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
オマーン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カタール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
サウジアラビア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エミ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
オーストラリア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(植物防疫所ホームページの植物条件早見表)

(「https://www.maff.go.jp/pps/j/search/e_hayami_kamotu.pdf」から)

一方、残留農薬に関する相談等にあつては、農林水産省のホームページに掲載されている「諸外国における残留農薬基準値に関する情報」(下図)や「輸出相手国の残留農薬基準値に対応した病虫害防除マニュアル」などの資料から必要な情報をダウンロードして提供するとともに、輸出先国のホームページに掲載されている「MAXIMUM RESIDUE LIMITS (MRLs)」などから輸出予定の農産物の残留農薬基準値を抽出し、我が国の残留農薬基準値との比較表や農薬の商品名等を記載した表などに取りまとめて資料配付し、必要な説明をするなど支援を行いました。

また、必要に応じて、代替農薬の使用などについても案内するなど支援を行いました。併せて一部の国（地域）では、残留農薬検査で不合格となった事例等も公開していることから、これらの情報等も整理して資料配付しました。

農林水産省

[English](#)
[ミックスサイト](#)
[サイトマップ](#)
[文字サイズ](#)

標準
大きく

🔍 逆引き事典から探す
🔍 組織別から探す
🔍 キーワードから探す

検索

会見・報道・広報
政策情報
統計情報
申請・お問い合わせ
農林水産省について

ホーム > 輸出・国際 > 諸外国における残留農薬基準値に関する情報

諸外国における残留農薬基準値に関する情報

我が国におけるコメ、青果物、茶で使用可能な農薬成分の残留基準値が輸出先国・地域と日本とで異なることから、日本の残留農薬基準値を満たしていても輸出先国・地域の残留農薬基準値を満たせずに輸出できない場合があります。

コメ、青果物、茶の輸出における残留農薬に関する課題に対して、輸出先国・地域の残留農薬基準値も踏まえた防除層等を使用した生産を促進するとともに、輸出先国・地域の残留農薬基準（インポートトレランス）が設定されるよう、輸出先国・地域の当局への申請に必要な各種試験を実施していくこととしています。

その一環として、コメ、青果物、茶の輸出促進を進めていく参考として、主要輸出先国・地域等の残留農薬基準値の設定状況と、我が国の残留農薬基準値とを比較できるように取りまとめました。

調査対象品目、調査対象国・地域等

- 調査対象品目（15品目）
 - コメ、りんご、ぶどう、もも、なし、かんきつ（かんきつ類、温州みかん）、いちご、かき、メロン、ながいも、かんしょ、茶、トマト、たまねぎ
- 調査対象国・地域等（国際基準及び19か国・地域）
 - 日本、Codex、香港、台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、インド、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、ロシア、アラブ首長国連邦
- 調査対象農薬成分：調査対象品目に対し、日本において残留農薬基準値の設定がある農薬成分

品目別残留農薬基準値

（農林水産省ホームページの残留農薬基準に関するサイト）
（「https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html」から）

更に、農産物の輸出に当たっては、産地や品目によって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国の規制、ワシントン条約や種苗法（UVOP条約）に係る手続き、その他輸出先国の輸入規制等に係る手続き等も必要な場合があることから、必要な情報をホームページ等から入手し相談者に説明するなど支援を行いました。加えて、財務省が公開している貿易統計や植物防疫所が公開している植物検疫統計のデータを整理して、輸出（検査）の状況等を必要に応じて追加情報として提供しました。

専門家は、産地等に対してこれらの支援等を実施した場合、「輸出産地カルテ」に相談の内容や支援の内容などを記録しています。また、これらの情報は事務局と共有するとともに産地等と連絡を密にして、輸出が実現できるよう複数回産地に出向くなどの支援も実施しています。

今年度の事業に当たっては、コロナ禍の影響もあり対面での相談や専門家の派遣依頼が少ない状況でしたが、合計で 180 件の輸出産地カルテを作成するとともに、延べ 89 名の専門家を産地等に派遣して支援等を実施することができました（2023 年 2 月 28 日現在）。このほか、専門家の派遣等を必要としない相談も多数ありましたが、これらは電話や電子メール、オンラインによるビデオ通話などで対応するなど様々な支援を行っています。

ここに今年度専門家が対応した一部の事例の概要を事例集として紹介させていただきますので、今後の輸出の参考にいただければ幸いです。

なお、ここに掲載の輸出先国の植物検疫条件等については、専門家派遣時のものです。農産物の輸出に当たっては、常に最新の情報を確認されますようお願いいたします。

事例01

EU・アジア向けに盆栽の輸出に取り組む生産者

【生産者の概要】

- ① 事業内容：小さな器に大きな自然をコンセプトに盆栽を育成・販売
- ② 業務の特徴：植木鉢や受け皿の生産・販売、盆栽用苗の育成、盆栽の生産・販売などを手がけるとともに、若い人を中心としたワークショップの開催などを通じて、盆栽の魅力などを発信している。
- ③ 目指す輸出先国：EU諸国、香港などアジア諸国



(盆栽用のハウス)

【輸出を目指す目的】

盆栽の魅力を経済中の人に知ってもらいたいと考えている。当社では盆栽の器（鉢）作りからこだわっており、鉢と盆栽が醸し出す雄大な自然を世界の人に楽しんでもらいたいとの思いから輸出を目指すものである。

【生産者の取り組み内容】

これまで盆栽を国内向けに販売しており、ビニールハウス3棟を所有するほか屋外でも栽培している。水やりなどの作業の効率化のため、全て棚上げ（上段は地上から約70cm超）して管理している。また、地面には防草シートを張り、雑草防止を図っている。

小さな器に大きな自然をコンセプトにしている関係もあり、大きな盆栽は取り扱っていない。一方、見た目の良さもあり、盆栽の根元はコケで覆われるようにして栽培している。



(ハウス内の栽培状況)

【輸出に当たって生産者が抱える課題等】

これまで農産物の輸出経験が無く、諸外国の植物検疫条件や手続き等が不明である。また、EU向けでは特別な条件があると聞いているが、どのように整備し、どのように管理等を実施すれば良いか分からない。

【支援等の内容】

盆栽については、多くの国が何らかの検疫措置（輸入許可証の取得、栽培地検査、植物の輸出検査、消毒など）を求めており、これらの植物検疫条件に従って、栽培管理や手続き等を行う必要がある旨など、資料を配付して専門家から説明した。また、相談者が輸出を計画している盆栽に係る各国の植物検疫条件について、表に整理して説明した。

なお、各国の主な検疫条件は次のとおり。

1. EU向け盆栽

(1) 次の植物は、輸入禁止（輸出不可）になっていること。

カラタチ属 (*Poncirus* spp.)、カリン属 (*Cydonia* spp.)、カンキツ属 (*Citrus* spp.)、キンカン属 (*Fortunella* spp.)、サクラ属 (*Prunus* spp.)、ツガ属 (*Tsuga* spp.)、トウヒ属 (*Picea* spp.)、ナシ属 (*Pyrus* spp.)、ヒノキ属 (*Chamaecyparis* spp.)、ビャクシン属 (*Juniperus* spp.)、ブドウ属 (*Vitis* spp.)、マツ属 (*Pinus* spp.)、モミ属 (*Abies* spp.)、リンゴ属 (*Malus* spp.) 等

(2) 少なくとも2年間、植物防疫所に登録されたほ場で栽培管理する必要があること。

(3) ゴマダラカミキリ属に関する規制の対象植物については、幹の直径が1cm未満のものを除き、植物防疫所に登録された施設（温室又は網室で開口部を目合5mm以下の網で覆われた施設）で少なくとも2年間栽培管理する必要があるなど、別途条件があること。

(4) 年間少なくとも6回、植物防疫官の検査を受ける必要があること。

(5) 高さ50cm以上の棚で栽培する必要があること。

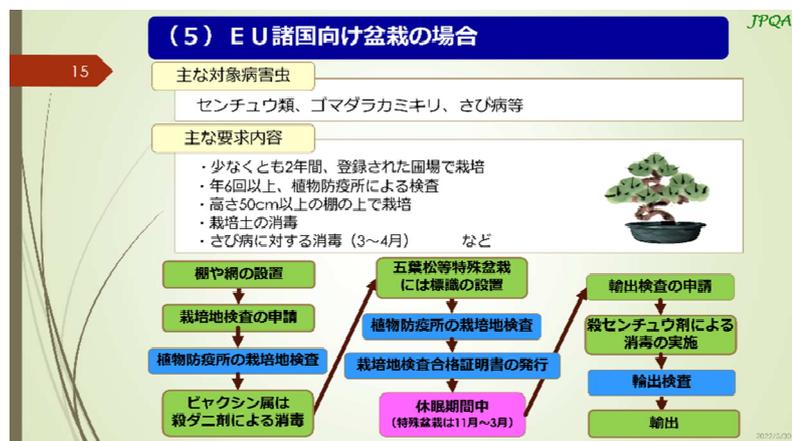
(6) ヨーロッパ未発生
のさび病の発生がないこと。また、さび病
の病徴発現の直前

(3～4月)に、さび病に有効な殺菌剤による消毒を実施する必要があること。

(7) 検疫対象病害虫がないこと。

(8) EUが植物ごとに要求している検疫条件に従うこと。

なお、①アオナガタマムシの対象植物となるオニグルミ (*Juglans sieboldiana* (*Juglans ailantifolia*))、サワグルミ (*Pterocarya rhoifolia*)、



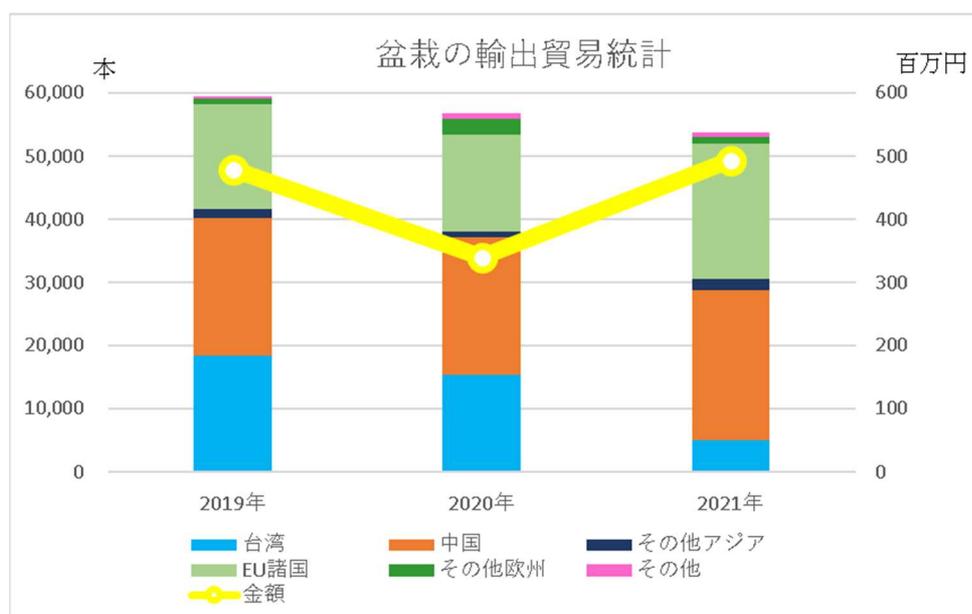
(盆栽の検疫手続きの流れを説明した資料)

ハルニレ (*Ulmus davidiana* var. *japonica*)、マンシュウグルミ (*Juglans mandshurica*) 及びトネリコ属 (*Fraxinus* spp.)、また、②キウイフルーツか
いよう病 (*Pseudomonas syringae* pv. *actinidiae*) の対象植物のマタタビ属
(*Actinidia* spp.) は、輸出不可であること。

- (9) 培養資材については、植付時の培養資材の消毒などの条件を満たす必要があること。EUの要求では、培養資材は有機物を含まない未使用のものとされていることから、コケを付けたままの輸出はできないと思われること。
- (10) マメコガネ、ナンヨウキクイムシ及びクワカミキリを対象とした検疫措置を行う必要があること。
- (11) 輸出時には花及び果実がないこと。
- (12) 落葉樹については、葉のない状態で休眠期間中に輸出する必要があること。
- (13) 輸出直前に、ミナミキイロアザミウマを対象とした消毒を行う必要があること。
- (14) 輸出検査に合格した盆栽は、輸出時に封印する必要があること。

2. 香港向け盆栽

- (1) 輸出前に香港植物防疫機関の輸入許可証を取得し、記載された条件を満たす必要があること。
- (2) チャ (*Thea sinensis*) 及びカンキツ属 (*Citrus* spp.) は、輸入禁止であること。
- (3) 土壌、砂、粘土及びピートの付着がないこと。ただし、取得した輸入許可証で許可されている場合は除かれること。



(財務省貿易統計より)

3. その他アジア

輸出先国によって検疫条件が異なる（輸入許可証の取得、栽培地検査の実施などがある）こと。

【生産者の対応状況】

生産者は、JETRO などにも相談し、EU向けに自社栽培の盆栽が輸出できるのが早くても2年以上先になることから、当面香港向けを目指すとしている。EU向けについては、来年度に栽培地検査申請を行うとともに植物防疫所の検査を受け将来の輸出を目指すこととしている。その一方で、当面の対応として、他の栽培者からEU向けに栽培地検査合格となった盆栽を譲り受けて輸出することも考えたいとしている。

【評価・所感】

相談者は、専門家からの説明を受け、各国の要求する検疫条件を十分に理解し、今後、盆栽の輸出に向けて必要な手続き等を執るとしている。

相談者の栽培している盆栽は、種類、本数ともに非常に多く、植物防疫所への申請に当たっては、整理を充分に行うとともに、一部EUなどが輸入を禁止している樹種も栽培されていることから、明確に区分けするなど栽培管理を確実に行う必要があると思われる。

一方、相談者が栽培している盆栽の種類、数量が非常に多いことから、諸外国からの引き合いによっては、相当量の輸出が見込まれ、盆栽の輸出増につながるものと期待できる。

課題解決支援事業としても当該盆栽の輸出に関し、節目節目で継続して支援することとする。



(相談者に説明する専門家)

事例 2

米国向け温州みかんの輸出に取り組む生産者

【生産者の概要】

- ① 作付面積：0.3ha
- ② 収穫量：3千トン
- ③ 特徴：長年の経験で培った栽培方法により、皮ごと食せる高付加価値のみかんをハウスで栽培している。なお、除草剤は未使用とし、害虫発生時の農薬散布や病菌発生予防の農薬散布については最小限の使用に留めて、減農薬栽培を心掛けている。



(生産園地の外観)

【輸出を目指す目的】

高付加価値のある商品であるため、他のみかんに比べて販売価格は高い。日本人は安くても美味しいものを買う傾向があり、価格だけで判断されると国内で売り切ることにはなかなか難しい。一方、海外では高級品として富裕層向けの需要が多くあることから、海外への販路拡大を図り、新たな産地ブランドとして現地に認知してもらえれば、地元農家の発展に寄与できると考える。

これまで、シンガポール・台湾へ輸出した経験があり、いずれの国向けも輸出前に日本国内で残留農薬の分析を行い、輸出先国の残留農薬基準値を下回る数値を確認して輸出している。そんな中、2022年11月頃に商工会議所主催の商談会を通じて知り合った輸出商社から米国向けに約2千トンの注文を受けた。会社として更なる利益を生み出す契機と捉え、米国向けの輸出を目指したい。

【輸出に当たって生産者が抱える課題等】

米国向けに温州みかんの生果実を輸出したいが、どのような検疫条件となっているか不明。具体的な手続きの流れについても不慣れでわからない。

また、選果こん包施設の登録要件として、果実の表面殺菌を実施できる設備を有する必要があるようだが、自社所有の選果こん包施設は小規模であることから、輸出時期に殺菌処理から乾燥まで行うスペースを確保することが難しい。他県にある米国向け温州みかん生果実の登録施設への外部委託することは可能なのを知りたい。

【支援等の内容】

米国向け温州みかん生果実に係る検疫条件、手続き等について次の支援（説明等）を行った。

- ① 生産園地の登録：生産者、生産者団体等の責任者は、都道府県を通じて植物防疫所に申請書（一覧表）を提出し、植物防疫所が登録する。なお、防除暦に基づく防除を行い、その措置の実施状況について記録の作成が必要となる。
- ② 選果こん包施設の登録：選果こん包施設の責任者は、都道府県を通じて植物防疫所に申請書（一覧表）を提出し、植物防疫官が登録する。なお、果実の表面殺菌を実施する設備を有すること、米国向け温州みかんの荷口をそれ以外の果実の荷口と1 m以上離して保管することが可能な施設であること、再汚染されない構造を有する施設などであることが求められる。
- ③ ミカンバエを対象としたトラップ調査及び生果実調査の実施：植物防疫官により、次のとおり実施される。



（専門家が説明する様子）

《トラップ調査》

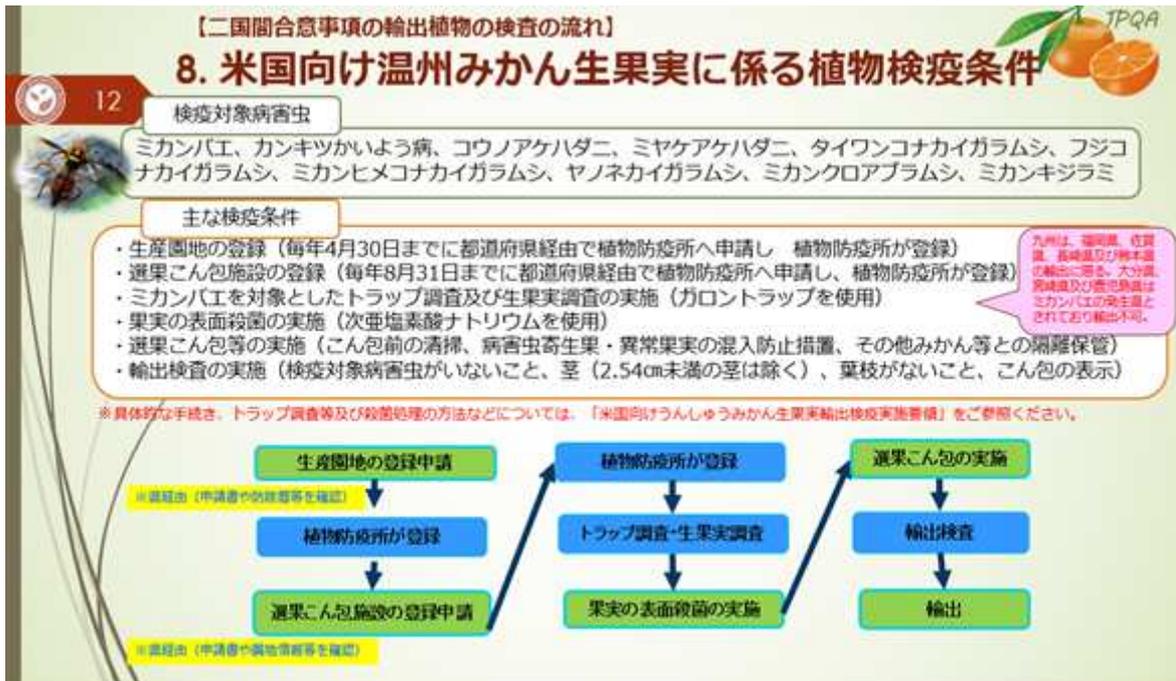
- ・6月1日から10月31日までの間、2週間に1回実施する。
- ・タンパク質加水分解物を誘引剤としたガロントラップを使用し、4 km²当たり1個の設置密度で、登録生産園地及びその周囲に設置する。
- ・ガロントラップは2週間ごとに点検し、誘引剤は2週間ごとに交換する。なお、ガロントラップの設置に係る費用は、登録生産園地の申請を行った者の負担となる。

《生果実調査》

- ・9月1日から10月31日までの間、2週間に1回実施する。
 - ・登録生産園地の園内の全域において樹上の果実及び落下した果実の外観を調査し、ミカンバエの寄生が疑われるもの（へた落ち果、変色果、萎縮果、軟化果等）を採取し、登録生産園地ごとに生産園地番号及び採取年月日を付した上で持ち帰り、切開調査を実施する。
- ④ 果実の表面殺菌の実施：植物防疫官の立ち会いのもと、登録選果こん包施設内において、表面殺菌を実施することが求められている。
 - ⑤ 選果こん包等の実施：選果こん包等に当たっては、選果こん包作業の開始前に清掃を行うこと、病虫害寄生果や異常果実の混入がないこと、病虫害寄生果又は異常果実は、速やかにこん包施設外へ出されることが求められる。
 - ⑥ なお、前述④と⑤については、他県にある登録選果こん包施設にて実施す

ることは認められている。(※植物防疫所への事前相談が必要)

- ⑦ 輸出検査：輸出者は、植物等輸出検査申請書に米国政府が発行する輸入許可書の写しを添えて、あらかじめ輸出検査の実施を希望する植物防疫所に提出する。
- ⑧ 輸送方法：米国向け温州みかんの生果実は、船積み貨物又は航空貨物として輸送するものとし、選果こん包施設から船舶又は航空機への積み込み場所へ輸送するまでの間、病害虫の付着を防ぐ措置を講じる必要がある。



(専門家が整理したパワポ資料)

【生産者の対応状況】

他国向けで登録選果こん包施設の資格を所有している事業者（2社）に対して、米国向けの輸出に向けた植物防疫所への登録手続きや選果こん包の実施・果実の殺菌処理等の整備が可能か相談中の段階である。

生産園地の登録手続きやトラップ調査に係る準備等については、今年度中に完了させて、早ければ2023年12月頃の輸出に向けて生産管理を行っていくとともに、米国の残留農薬基準

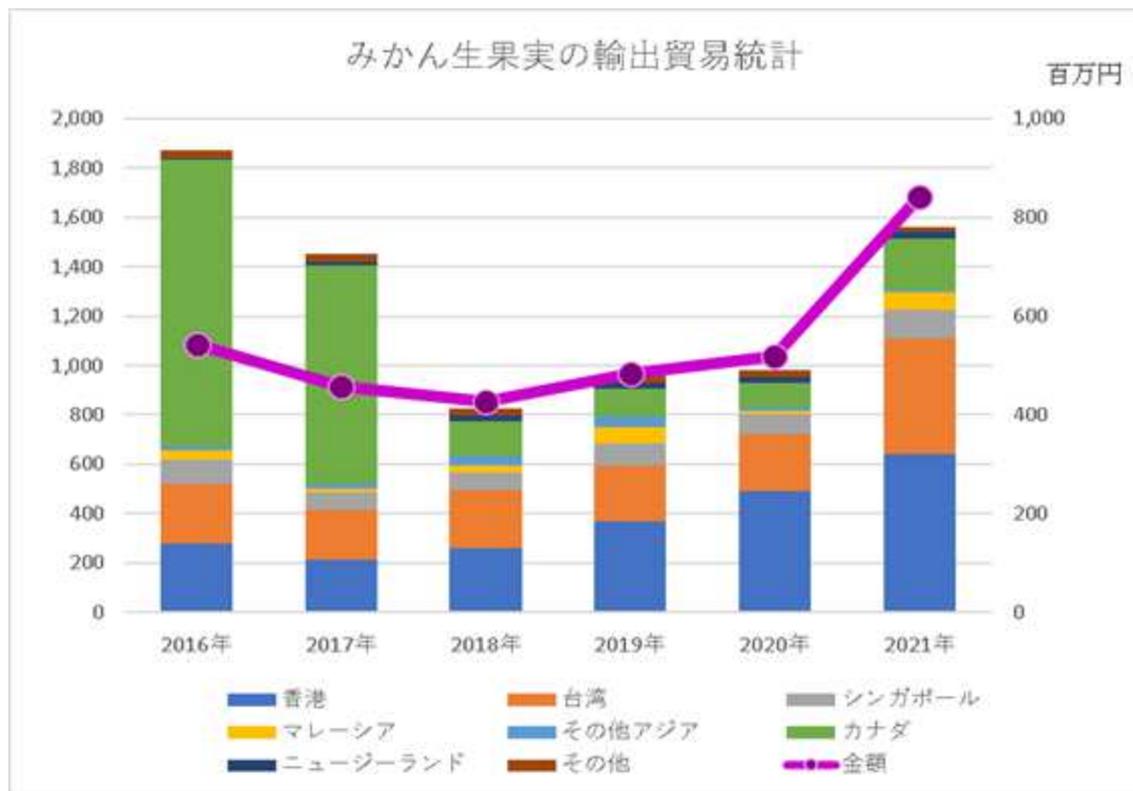


(収穫直前のみかん)

値に対応した防除体系の整備にも取り組むとされている。

【評価・所感】

米国には日本産のみかんが流通していることから、その他のみかんにはない美味しさや魅力が現地の消費者に高く評価されれば、輸出量が増加することが期待できる。当事業としては、必要な専門家を継続して派遣するなど引き続き支援をしていくこととする。



(財務省貿易統計 HP データから作成)